

事業主のみなさまへ

働き方改革への対応は 順調に進んでいますか

令和5年4月1日から中小企業に対し
月60時間超の時間外労働の
割増率が引上がります

引き上げとなる割増率は
2割5分増以上から5割増以上へ

法律で定められた労働時間に関する原則
労働時間の限度：1日8時間及び1週40時間

これを超える場合

令和5年
3月31日まで

時間外手当の支給については
割増率を一律2割5分増以上

令和5年
4月1日から

月60時間超の時間外労働に対し
割増率を5割増以上

この機会に室蘭労働基準監督署内に設置した、労働時間相談・支援班
をご活用いただき、労働環境の見直しをお願いします。



厚生労働省北海道労働局室蘭労働基準監督署
問い合わせ先 0143-23-6131

**室蘭労働基準監督署
労働時間相談・支援班 行**

F A X : 0 1 4 3 - 2 2 - 5 2 1 3

「訪問支援」を希望される場合は、下記のいずれかの方法でお申込み下さい。

- ① 本用紙に必要事項を記入してFAX送信(折り返し担当者から連絡いたします。)
- ② 労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」への電話又は窓口相談

FAX送信

送信日 年 月 日

事業場名	
代表者職氏名	
所在地	
電話番号	
担当者職氏名	
個別訪問の希望時期	
相談・支援を希望する内容等 (支援希望がある場合は、下記項目に☑してください。)	
<input type="checkbox"/> 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入 <input type="checkbox"/> 長時間労働の削減に向けた取組 <input type="checkbox"/> 労働時間などの設定の改善に取り組む際に利用可能な助成金 <input type="checkbox"/> その他、相談・支援を希望する事項	